

# 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、千曲市森林整備変更計画を策定したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、千曲市森林整備変更計画の案を縦覧に供する。

なお、千曲市森林整備変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、千曲市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成31年2月8日

千曲市長 岡 田 昭 雄



1 縦覧場所

千曲市役所 上山田庁舎 経済部 農林課

2 縦覧期間

平成31年2月8日から平成31年3月8日まで